

## 「おいしも！たのしも！」市民PRアンバサダー規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、国内販路開拓事業（以下「本事業」という。）の取組の一環として、「おいしも！たのしも！」認定産品（以下「認定産品」という。）を通じて下関の魅力を広く発信することで、本事業の促進と地域経済の活性化を図るための「おいしも！たのしも！」市民PRアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 アンバサダーの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している18歳以上である者
- (2) 本事業に賛同し、及び参画する意思のある者
- (3) 原則として第4条に規定する任期の間において継続的に活動できる者

2 前項の規定にかかわらず、市は、本事業に賛同し、及び参画する意思のある学生の団体をアンバサダーとすることができる。この場合において、当該団体に所属する学生は、この規約に定めるアンバサダーの権利を有し、義務を負うものとする。

### (登録及び決定)

第3条 アンバサダーは、市が別に定める方法により登録し、及び決定するものとする。

### (任期)

第4条 アンバサダーの任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (活動)

第5条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本事業に関連するイベント、認定産品を製造する中小企業者等取材し、これによって作成した記事及び撮影した写真又は動画（以下「取材情報」という。）を市に提供する活動
- (2) 自らのSNSを利用する等の効果的と考えられる方法により、本事業、認定産品又は下関市の魅力若しくは情報を発信する活動

(3) 本事業、認定産品又は下関市の知名度及びイメージの向上のために、市が行う事業に協力する活動  
(報酬等)

第6条 アンバサダーは、無報酬とする。

2 市は、前条に規定する活動（以下「本活動」という。）において必要となる名札、名刺等をアンバサダーに配付するものとする。この場合において、当該アンバサダーの任期が終了したときは、これを市に返却するものとする。  
(費用負担)

第7条 市は、本活動に要する一切の費用（機器購入費用、インターネット通信費用、取材に関する費用等をいう。）を負担しない。ただし、市が必要があると認めるときは、この限りでない。  
(禁止事項等)

第8条 アンバサダーは、本活動を行うに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 次に掲げる情報を公開する行為

- ア 第三者の個人情報
- イ 虚偽の情報又は不確かな情報
- ウ 第三者の知的財産権、肖像権等を侵害する情報
- エ 特定の店舗、施設、人物等を誹謗中傷する情報
- オ 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある情報
- カ 本事業の趣旨に沿わない情報
- キ コンピュータウイルス等、閲覧者のコンピュータ等に被害を与える情報
- ク 法令又は公序良俗に反する情報その他SNS等の閲覧者が不快と感じる情報

(2) アンバサダーであることを利用して、本人の営利を目的とする行為又はそれに結びつく行為

(3) 求人活動、特定の思想を持った団体への勧誘活動、寄附若しくは出資の募集又はそれらに結びつく行為

(4) 第14条に規定する秘密保持に違反する行為

- (5) 自身が権利を有していない著作物を、その権利を有する者に無断で利用する行為
- (6) この規約によって生じるアンバサダーの権利又は義務を他人へ譲渡し、又は引き受けさせる行為
- (7) 市に損害を与える行為
- (8) その他社会通念上不相当と認められる行為

2 前項各号に掲げる行為により、第三者からのクレーム等の問題が発生し、又は第三者に損害が発生した場合には、その発生した問題に関与するアンバサダーが自己の責任と負担において解決しなければならない。その任期が終了した後においても、同様とする。

(解任)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、アンバサダーを解任するものとする。

- (1) アンバサダーがこの規約に違反する行為を行ったとき。
- (2) アンバサダーが自己の都合により解任を申し出たとき。
- (3) 本事業が終了したとき。
- (4) その他アンバサダーとしてふさわしくないと判断したとき。

(著作権の取扱い)

第10条 アンバサダーは、本活動の過程で得られた写真、動画等に関する全ての著作権（共有著作権を含む。）のうち自らに帰属するものについて、市に対し、本事業の範囲内において利用することができる非独占的な権利を、無償かつ無期限で許諾する。この場合において、アンバサダーは、当該著作権に係る一切の権利（著作者人格権を含む。）を行使しないものとする。

2 アンバサダーは、本活動の過程で得られた写真、動画等で複製された原著作物、実演及び肖像について、正当に著作権者、実演家及び肖像権者の許諾を得ていることを保証する。

(取材情報の変更等)

第11条 市は、アンバサダーから提供を受けた取材情報に不適切な情報があると判断したときは、これを適宜に変更し、又は削除することができる。

(免責事項)

第12条 市は、次に掲げる事項について一切の責任を負わない。

- (1) 前条の規定により取材情報を変更し、又は削除したことに伴い、アンバサダーに生じた損害
- (2) 事故、天災、ウェブサービスの終了等の何らかの事由により市が保有する取材情報が消失したことで、アンバサダーに生じた損害
- (3) アンバサダーがこの規約の規定に違反して生じた全ての損害
- (4) アンバサダーによる本活動により本人又はその周辺に発生したトラブル、損害等
- (5) その他アンバサダーによる本活動により生じた損害、事故等で、市の責めに帰すべき事由が認められないもの  
(プライバシーポリシー)

第13条 アンバサダーにおける個人情報の取扱いについては、市の個人情報の取扱いに準ずるものとする。

(秘密保持)

第14条 アンバサダーは、本活動を通じて知り得た個人情報、営業秘密、他のアンバサダー又は国内販路開拓事業に関連する情報その他の非公開情報について、第三者への譲渡若しくは漏えい、盗用、改ざん又は本活動と無関係な目的外の利用を行ってはならない。アンバサダーを退任した後においても、同様とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、アンバサダーに関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年10月16日から施行する。

(この規約の失効)

- 2 この規約は、本事業が終了した日をもって、その効力を失う。ただし、その時までの本活動により生じたアンバサダーの義務及び市の免責事項については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和7年9月9日から施行する。